

滋 税 第 4 7 3 号
令和 3 年(2021 年)11 月 19 日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について（諮問）

先に諮問しました「滋賀にふさわしい税制のあり方」において、貴審議会からは、「地域公共交通を支えるための税制」について、「子どもから高齢者まで、また障害のある方もない方も、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみんなで支えるべきものである」とした上で、「その導入可能性を検討していくべきである」との答申を、去る令和 3 年 4 月 21 日付けで、いただきました。

その後、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、本県の地域公共交通を取り巻く状況は、より一層厳しいものとなっていること、また、本県が目指すCO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、地域公共交通に期待される役割が大きいことなども踏まえつつ、いただいた答申を受けた対応方針について検討した結果、地域公共交通を支えるための施策実施に向けた財源確保が必要であると考えますので、その一つの手段としての新たな税制について、その導入へ向けた議論を前に進めていく必要があるとの認識に至りました。

つきましては、今年度は改めて、下記の点を中心に、本県における地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 目指すべき滋賀の地域公共交通の姿に向けた税負担の議論のあり方について
- (2) 地域公共交通施策における県と市町の役割分担を踏まえた税負担の考え方について
- (3) 税負担を求める場合の税収の使途と課税方式のあり方について